平成17年(行ケ)第10075号 審決取消(特許)請求事件 (旧事件番号 東京高裁平成16年(行ケ)第291号) 口頭弁論終結日 平成17年7月14日 判決

> ニチゴー・モートン株式会社 訴訟代理人弁理士 征 西 藤 彦 佳 同 井 﨑 愛 株式会社名機製作所 被 訴訟代理人弁理士 萼 経 夫 大薫宏 宮 同 崎 小野塚 同 昌 同 高

主文

1 特許庁が無効2003-35135号事件について平成16年5月 31日にした審決を取り消す。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、原告の有する発明の名称を「積層方法」とする後記特許につき、被告が特許無効審判請求をしたところ、特許庁が無効審決をしたことから、原告が同審決の取消しを求めた事案である。

第3 当事者の主張

1 請求の原因

(1) 特許庁における手続の経緯

原告は、発明の名称を「積層方法」とする発明につき、平成10年11月6日に特許出願し、平成12年3月31日に特許第3051381号として設定登録を受けた(以下「本件特許」という。)。

被告は、平成15年4月10日付けで、本件特許につき特許無効審判請求をし、特許庁は、これを無効2003-35135号事件として審理した。

原告は、審理の過程で、本件特許について、平成16年3月15日付けで 訂正請求を行い(以下「本件訂正」という。)、これに対し特許庁は、平成16年 4月2日付けで訂正拒絶理由通知を発した。

そして、特許庁は、平成16年5月31日、本件訂正は認められないとした上で、「特許第3051381号の請求項1~8に係る発明についての特許を無効とする。」との審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本は平成16年6月10日原告に送達された。

(2) 発明の内容

ア 本件訂正前の発明(すなわち登録時の発明)の内容は、下記のとおりである。

「【請求項1】凹凸を有する基板1に、フィルム状樹脂2を積層するに当たり、真空積層装置3を用いて積層した後、真空状態を解放した状態でラミネーターロール4又は平面プレス装置4′により加熱加圧処理することを特徴とする積層方法。

【請求項2】上部プレート5及び下部プレート6を有し、上部プレート5及び下部プレート6の対向面にそれぞれ膜体7、8を載置し、上部プレート5の膜体7と下部プレート6の膜体8の間に狭持されるように凹凸を有する基板1とフィルム状樹脂2を載置し、下部プレート6を持ち上げて上部プレート5と密封係合状態にして、真空状態にした後、上部より大気を入れて積層する真空積層装置3を用いることを特徴とする請求項1記載の積層方法。

【請求項3】真空積層装置3による真空度が2hPa以下であることを 特徴とする請求項1又は2記載の積層方法。

【請求項4】上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2及び下部プレート6の膜体8と基板1の間にそれぞれフィルム13,14を設けることを特徴とする請求項2あるいは3記載の積層方法。

【請求項5】上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2及び下部プレ

ート6の膜体8と基板1の間にそれぞれ設けたフィルム13,14が連続走行可能なフィルムであることを特徴とする請求項4記載の積層方法。

【請求項6】上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2及び下部プレート6の膜体8と基板1の間にそれぞれ設けたフィルム13、14がポリエチレンテレフタレートフィルム、ポリエチレンフィルム、ポリプロピレンフィルム、ナイロンフィルム、ポリイミドフィルム、ポリスチレンフィルム、フッ素化オレフィンフィルムのいずれかであることを特徴とする請求項4又は5記載の積層方法。

【請求項7】ラミネーターロール4による加熱加圧処理条件が圧力1~ 10kg/c㎡,温度20~200℃,又は平面プレス装置4′による加熱加圧処理条件が圧力1~50kg/c㎡,温度20~200℃であることを特徴とする請求項1~6いずれか記載の積層方法。

【請求項8】フィルム状樹脂2が絶縁材料であること特徴とする請求項1~7いずれか記載の積層方法。」

なお、以下、本件訂正前の請求項を「旧請求項」と、本件訂正後のそれを「新請求項」といい、旧請求項1に係る発明を「訂正前発明1」等と、新請求項1に係る発明を「訂正発明1」等という。

イ 本件訂正後の発明の内容

平成16年3月15日付け請求に係る本件訂正後の発明の内容は、下記のとおりである(下線部が訂正部分)。なお、旧請求項4は削除され、以下順次繰り上げた。

り上げた。
「【請求項1】凹凸を有する基板1に、フィルム状樹脂2を積層するに当たり、真空積層装置3を用いて積層した後、真空状態を解放した状態でラミネーターロール4又は平面プレス装置4′により加熱加圧処理する積層方法において、該真空積層装置3として、上部プレート5及び下部プレート6を有し、上部プレート5及び下部プレート6の対向面にそれぞれ膜体7、8を載置し、上部プレート5の膜体7と下部プレート6の膜体8の間に狭持されるように凹凸を有する基板1とフィルム状樹脂2とを、上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2との間及び下部プレート6の膜体8と基板1との間にそれぞれフィルム13、14を介在させて載置し、真空状態にした後、積層する真空積層装置を使用することを特徴とする積層方法。

【請求項2】上部プレート5及び下部プレート6を有し、上部プレート5及び下部プレート6の対向面にそれぞれ膜体7、8を載置し、上部プレート5の膜体7と下部プレート6の膜体8の間に狭持されるように凹凸を有する基板1とフィルム状樹脂2を載置し、下部プレート6を持ち上げて上部プレート5と密封係合状態にして、真空状態にした後、上部より大気を入れて真空状態を解放し積層を完了する真空積層装置3を用いることを特徴とする請求項1記載の積層方法。 【請求項3】真空積層装置3内の真空度が2hPa以下であることを特

【請**求項3】具**空槓層装直3<u>内の</u>具空度が2hPa以下であることを特 徴とする請求項1又は2記載の積層方法。

【請求項4】上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2<u>との間</u>及び下部プレート6の膜体8と基板1<u>と</u>の間にそれぞれ設けたフィルム13,14が連続走行可能なフィルムであることを特徴とする請求項<u>2又は3</u>記載の積層方法。

【請求項<u>5</u>】上部プレート5の膜体 7 とフィルム状樹脂 2 との間及び下部プレート6の膜体 8 と基板 1 との間にそれぞれ設けたフィルム 1 3 、 1 4 がポリエチレンテレフタレートフィルム、ポリエチレンフィルム、ポリプロピレンフィルム、ナイロンフィルム、ポリイミドフィルム、ポリスチレンフィルム、フッ素化オレフィンフィルムのいずれかであることを特徴とする請求項 2 ~ 4 いずれか記載の積層方法。

【請求項<u>6</u>】ラミネーターロール4による加熱加圧処理条件が圧力 1 ~ 10 kg/cm,温度  $20 \sim 200 ^{\circ}$ 0、又は平面プレス装置 4 だよる加熱加圧処理条件が圧力  $1 \sim 50 \text{ kg/cm}$ ,温度  $20 \sim 200 ^{\circ}$ 0であることを特徴とする請求項  $1 \sim 5$  いずれか記載の積層方法。

「請求項<u>7</u>】フィルム状樹脂 2 が<u>電気的</u>絶縁材料であること特徴とする 請求項 1  $\sim$  <u>6</u>いずれか記載の積層方法。」

(3) 審決の内容

本件審決の内容は、別紙審決謄本の写しのとおりである。その理由の要旨は、本件訂正は、次に述べるとおり訂正前明細書に記載された事項の範囲においてなされたものでも、特許請求の範囲の減縮、誤記若しくは誤訳の訂正、又は明りょうでない記載の釈明のいずれでもないから許されず、かつ、訂正前発明2ないし

4. 8は不明確で特許法36条6項2号に規定する要件を満たしていないから無効 である等としたものである。

なお、本件訂正が許されないとされた理由は、次の理由1ないし4のとお りである。

(理由1)

訂正発明1は,訂正前明細書に記載されていないから,本件訂正は,訂正 前明細書に記載された事項の範囲内においてしたものとはいえない。

(理由2)

訂正発明3は,訂正前明細書に記載されていないから,本件訂正は,訂正 前明細書に記載された事項の範囲内においてしたものとはいえない。

(理由3)

訂正発明3についての本件訂正は,新たな請求項を特許請求の範囲に追加 するものであって,特許請求の範囲の減縮を目的とするものとはいえないし,誤記 の訂正や明りょうでない記載の釈明を目的とするものともいえない。

(理由4)

新請求項4及び5の両者の記載において、フィルム13、14が設けられ る位置につき、「上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2との間及び下部プレ -ト6の膜体8と基板1との間」とする本件訂正は、明りょうでない記載の釈明を 目的とするものとはいえないし、特許請求の範囲の減縮や誤記の訂正を目的とする ものともいえない。

(4) 審決の取消事由

しかしながら、本件審決には、本件訂正を認めなかった違法があるのみな らず、訂正前発明2ないし4、8は特許法36条6項2号の要件を満たしていない から無効である等の誤った判断をした違法があるから、取り消されるべきである。 ア 取消事由1 (本件訂正の適否の判断の誤り)

訂正前発明1に係る訂正について

本件審決は、訂正発明1の真空積層装置は、前記(2)イの【請求項 1】のように、下部プレート6を持ち上げて上部プレート5と密封係合状態にし、かつ、上部より大気を入れるもの以外の真空積層装置を含む概念で特定されているが、訂正前明細書には、下部プレート6を持ち上げて上部プレート5と密封係合状態にするもの以外の真空積層装置が記載されていたものとは認められないし、まままである。 た、大気を入れる真空積層装置としては、上部より大気を入れるもの以外の真空積 層装置が記載されていたものとも認められないから、本件訂正は、訂正前明細書に 記載された事項の範囲内においてしたものではない(本件審決の「理由1につい て」。3頁35行~5頁14行), と判断した。

しかし、訂正発明1は、訂正前明細書記載の実施例2におけるフィ ルム13, 14に着目し、訂正前明細書の図3及び図4のフィルム状樹脂2と基板1とを膜体7を膨張させて積層する際、フィルム状樹脂から滲み出す樹脂成分を「フィルム13及び14に付着させ、該フィルムを取り除くことにより、良好な回路基板が形成できる」(段落【0015】)という効果を得るため、上記フィルム路上ができる。 13, 14を構成要件に加えるとともに、上記樹脂成分の滲み出しが、上下のプレ ート5,6とその膜体7,8を備えた真空積層装置3や平面プレス装置4/に基づくものであることを明確にするため、これを構成要件とし、さらに、真空積層装置3で得られた積層板には、基板の凹凸に基づき表面に凹凸があり、これをラミネー ターロール4又は平面プレス装置4′により加熱加圧処理して積層板表面の凹凸を 平滑にし、後工程である回路形成時の密着不良をなくすことができる(段落【〇〇 11】) ことに鑑み、ラミネーターロール4又は平面プレス装置4′をも構成要件 としたものである。

そして,訂正前明細書の実施の形態(実施例1及び2)は,訂正前 発明1の方法に用いる真空積層装置3の好適な一例を示したに過ぎないのであり、 実施例1及び2の記載のみから訂正前発明1の真空積層装置を限定解釈すること は、特許法フロ条2項の趣旨に違反する。

次に、訂正前明細書(甲2)には、「凹凸を有する基板1に、フィ ルム状樹脂2を積層するに当たり、真空積層装置3を用いて積層した後、真空状態 を解放した状態でラミネーターロール4又は平面プレス装置4′により加熱加圧処 理する積層方法」との記載(段落【0006】)、「図1、図2は本発明の積層方 法に用いる装置の主要部の構造図であり、1は凹凸を有する基板、2はフィルム状樹脂、3は真空積層装置、4はラミネートロール、4′は平面プレス装置であり、 更に5は上部プレート、6は下部プレート、7は上部プレート5の膜体、8は下部プレート6の膜体である。9は上部プレート5と下部プレート6とを密封係合するためのシールであり、10は上部プレート5と下部プレート6を密封係合した後に、該密封内を真空状態にするための真空引き吸引口である。」との記載(段落【0008】)があり、図1、2が示されている。

したがって、訂正前明細書の前記記載に接した当業者であれば、前記技術常識に照らして、訂正前明細書の真空積層装置3において「上部プレート5及び下部プレート6あるいはどちらかのプレートを相対的に近接移動させてその対向面に膜体を介して密封係合状態にすること」及び「上部又は下部より大気を入れて膜体を膨らませること」は、訂正前明細書に記載されているのと同然であるものと理解することができるから、自明な事項として訂正前明細書に記載されているのに等しいにもかかわらず、本件審決は、これらの事項が記載されていないとの誤った判断をした。

(イ) 訂正前発明3に係る訂正について

したがって、上記事項が記載されていないとした本件審決の判断は誤りである。
② 次に、本件審決は、訂正前発明3は「真空積層装置によって真空に

(2) 次に、本件審決は、訂正前発明3は「真空積層装置によって真空にされる対象物につき、その真空度を2hPa以下にする」と特定された発明であるのに対し、訂正発明3は「真空積層装置3内の真空度が2hPa以下である」と特

定された発明であって、真空積層装置において、真空にされる対象物につき、その真空度を特定するものではないから、訂正発明3は、訂正前発明1ないし8のいずれにも由来するものではなく、本件訂正は新たな請求項を特許請求の範囲に追加するものである(本件審決の「理由3について」。6頁11行~25行)、と判断した。

しかし、訂正前明細書(甲2)には、発明の実施の形態として「9は上部プレート5と下部プレート6とを密封係合するためのシールであり、10は上部プレート5と下部プレート6を密封係合した後に、該密封内を真空状態にするための真空引き吸引口である。」(段落【0008】)と記載されており、この記載において真空にするところは「該密封内」であり、この「密封内」とは「真空にされる空間」であることは図1ないし図4から明らかである。

また、上記実施の形態では、積層する対象物は凹凸を有する基板1とフィルム状樹脂2であり、これらは、いずれも固形物であって、それ自体を真空にすることは不可能であり、仮に真空にされる対象物を基板1とフィルム状樹脂2との間の空隙と理解しても、その空隙は微細であって真空度の測定は不可能であるから、訂正前明細書には、「真空にされる対象物」の真空度が2hPaであると記載されているのではなく、「真空にされる空間」の真空度が2hPaであることが記載されていることは明らかである。

したがって、本件審決の上記判断は、用語の解釈を誤り、又は事実 誤認に基づくものである。

(ウ) 訂正前発明5,6に係る訂正について

本件審決は、本件訂正前の旧請求項5及び6の記載において、フィルム13、14の設けられる位置が、上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2との間又は下部プレート6の膜体8と基板1との間であることは明りょうであって、そうである以上、本件訂正後の新請求項4が訂正前の旧請求項5に由来し、また、同様に、新請求項5が旧請求項6に由来しているとして検討しても、本件訂正が明りょうでない記載の釈明を目的としていないことは明らかである(本件審決の「理由4について」。6頁26行~7頁11行)、と判断した。

しかし、本件訂正前の旧請求項5及び6の記載によれば、「上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2の間に、それぞれフィルム13、14を設け、下部プレート6の膜体8と基板1の間にそれぞれフィルム13、14を設けた」という構成と、「上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2との間にフィルム13を設け、下部プレート6の膜体8と基板1との間にフィルム14を設けた」という二つの構成が記載されているかのような解釈がなされる可能性があったので、本件訂正は後者であることを明りょうにする目的でなされたものであり、明りょうでない記載の釈明を目的とするものであることは明らかであるから、本件審決の上記判断は誤りである。

イ 取消事由2 (無効理由の判断の誤り)

(ア) 訂正前発明2について

本件審決は、本件訂正前の旧請求項2には「「上部より大気を入れて積層する」との記載があり、この記載は「上部より大気を入れることにより積層する」や「上部より大気を入れた後に積層する」の、少なくとも二つの意味に理解され、同項の記載からでは、上記「上部より大気を入れて積層する」と記載された事項の意味が不明確となっている。」と認定し、請求項2の記載は特許を受けようとする発明が明確であることに適合していない(7頁31行~8頁1行)、と判断した。

しかし、本件訂正前の旧請求項2は真空積層装置3と明記しており、この真空積層装置3は、訂正前明細書(甲2)の実施の形態から明らかなように、「上部プレート5から大気を入れて膜体7を膨らませその膜体7の膨らみの圧力で積層する」ものであるから、本件訂正前の旧請求項2は、上部より大気を入れることにより積層する方法のみを示していることは明らかである。また、前記ア(ア)②のとおり、大気を入れて膜体を膨らませ、その膨らみの圧力で積層することは、真空積層装置においては技術常識であるから、本件審決が判示するように上部より大気を入れた後に積層するという解釈が生ずる余地はない。

(イ) 訂正前発明3について

本件審決は、本件訂正前の旧請求項3について、真空積層装置3による真空度が2hPa以下であると記載された事項は、技術的にまとまりがなく、同項の記載は不明確といわざるを得ないから、特許を受けようとする発明が明確であ

ることに適合していない(8頁2行~20行), と判断している。 しかし, 前記ア(イ)のとおり, 訂正前明細書の記載及び本件特許の出 願当時の技術常識に照らし, 真空積層装置3は上部プレート5の真空引き吸引口1 Oを利用して大気圧を導入し、それによって上部プレート5に設けられた膜体7を 膨らませてその膨らみの圧力によりフィルム状樹脂2と基板1とを積層するもの で、同装置において真空度とは、上部プレート5と下部プレート6と下部プレート6の上面に設けられたシール9とで囲われた空間(上部プレート5と膜体7の間の 空間部も含む。) の真空度のことであり、このような真空にされる空間以外に真空度が2hPa以下になる空間は存在しないことは明らかであるから、本件審決の上 記判断は誤りである。

# 訂正前発明4について

本件審決は、本件訂正前の旧請求項4は旧請求項2又は旧請求項3を 引用しており、旧請求項2には上部プレート5と下部プレート6が記載されている から、旧請求項4の上部プレート5と下部プレート6の関係は明瞭であるが、旧請求項3は旧請求項1を引用しているところ旧請求項1には上部プレート5、下部プレート6の記載がないから旧請求項4に記載されている上部プレート5、膜体7、 フィルム状樹脂2、下部プレート6、膜体8、基板1又はフィルム13、14との 関係が不明となっており、特許を受けようとする発明が明確であることに適合して いない(8頁21行~32行)、と判断している。

しかしながら、請求項記載の発明の用語が不明瞭である場合には、 明の詳細な説明を考慮してその用語の意味を解釈するものであることが原則(特許 法70条2項)であるところ、訂正前明細書(甲2)の真空積層装置3の実施例2には、上部プレート5、膜体7、フィルム状樹脂2、下部プレート6、膜体8及び基板1とフィルム13、14との関係が明示されており、このような実施の形態を 参酌すれば、本件審決が不明瞭と認定する各部材の関係は明らかである。単に、請 求項の記載のみを基準として発明の詳細な説明を参酌することなくなされた本件審 決の上記判断は不当である。

### 訂正前発明8について

本件審決は、本件訂正前の旧請求項8には「「絶縁材料」と記載があ 本件番次は、本件制に削り回頭が得りには、「ではある」と記述されるが、絶縁材料には電気的に絶縁なものと熱的に絶縁なものが知られているが、前記記載の絶縁は如何なる意味のものであるかが明確でない」から、本件訂正前の旧 請求項8の記載は特許を受けようとする発明が明確であることに適合していない (8頁33行~37行), と判断している。

しかし、訂正前発明8は、プリント回路基板を製造する目的でなされ たものであるところ(訂正前明細書(甲2)の段落【0001】の【発明の属する 技術分野】)、特開平5-67881号公開特許公報(甲20)に記載のあるよう 多層回路基板の回路は電気回路を示すこと及びその回路に用いるフィルム状樹 脂には電気絶縁性が求められることは当業者の技術常識であるから、当業者においては絶縁材料と記載されていれば、当然電気絶縁材料と理解するのであるから、本 件審決の上記判断は、誤りである。

#### 取消事由3(理由不備)

本件審決は、結論として訂正前発明1~8は特許法36条6項2号に規 定する要件を満たしていないから無効である旨判断しているが、訂正前発明1、5 ないしてに係る発明が無効であることの理由が記載されていないから、特許法15 7条2項4号の規定に違反するものとして取り消されるべきである

請求原因に対する認否

請求原因(1)ないし(3)の各事実は認めるが,同(4)は争う。

被告の反論

以下に述べるとおり,本件審決には,原告主張の違法はない。

(1) 取消事由1について

(ア)に対して

本件訂正前の旧請求項2に記載された「真空積層装置」は、 プレート6を持ち上げて上部プレート5と密封係合状態にして,真空状態にした 後,上部より大気を入れて積層する」という事項を必須の発明特定事項としている のに対し、本件訂正後の新請求項1は、上記事項を備えない真空積層装置を対象と しているものであるが、このような真空積層装置は、訂正前明細書に開示又は示唆 されていたとはいえないから、訂正前発明1を訂正発明1とする本件訂正は、訂正 前明細書に記載された事項の範囲内においてしたものとはいえない。

(イ) 原告主張の特開平11-129431号公開特許公報(甲3中の審判甲1)は、被告の特許出願に基づいて、本件特許の出願日(平成10年11月6日)から約半年後の平成11年5月18日に出願公開されたものであって、本件特許の出願時点では公開されていなかったから、上記公開特許公報の記載を根拠として真空積層装置3において「下部プレート6を持ち上げて上部プレート5と密封状態にすること」を「上部プレート5を下降させて下部プレート6と密封状態にすること」に変更することは当業者の技術常識であるとはいえない。

特開平10-286839号公開特許公報(甲18),特開平8-332646号公開特許公報(甲19)が存在するからといって,訂正前明細書に上部より大気を入れるもの以外の真空積層装置が記載されていたとはいえないことは明らかである。また,「下部より大気を入れて膜体を膨らませる」は,上記各公開特許公報では,特許請求の範囲に記載された発明を特定する事項として記載されており,単なる従来技術として記載されたものではないから,この「下部より大気を入れて膜体を膨らませるか,下部より大気を入れて膜体を膨らませるかのいずれかを選択すること」は、当業者の技術常識であるとは直ちにはいえない。

イ (イ)に対して

(ア) 本件訂正後の新請求項3は、「真空積層装置における下部プレート6と上部プレート5とが密封係合することにより両プレート間に形成された空間部分」以外の空間部分をも包含する「真空積層装置3内の真空度が2hPa以下であること」を発明特定事項の一つとするものであるが、この「真空積層装置3内の真空度」という事項は、訂正前明細書(甲2)に記載されていたとはいえない。

また、本件訂正前の旧請求項3は、旧請求項1又は2を前提とする発明であるが、旧請求項1又は2のいずれにも「真空積層装置3内の真空度」という事項に関連する記載がないだけでなく、本件訂正前の旧請求項4~8のいずれにも上記事項を示唆する記載はない。

(イ) 特開平10-286839号公開特許公報(甲18), 特開平8-332646号公開特許公報(甲19)が存在するからといって, 訂正発明3を特定する事項が訂正前明細書(甲2)に記載されていたとはいえない。

ウ (ウ)に対して

本件訂正前の旧請求項5及び6においては、フィルム13、14が設けられる位置が、上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2との間又は下部プレート6の膜体8と基板1との間であることは明りょうであるといえるから、訂正前発明5を訂正発明4と、訂正前発明6を訂正発明5とする本件訂正は、明りょうでない記載の釈明を目的としてなされたものではないし、特許請求の範囲の減縮や誤記の訂正を目的とするものともいえない。

### (2) 取消事由 2 について

ア (ア)に対し

訂正前発明2について訂正前明細書(甲2)には「上部より大気を入れて積層する」という記載は存在するが、「上部プレート5から大気を入れて膜体7を膨らませその膜体7の膨らみの圧力で積層する」という記載は見当たらないから、訂正前明細書の上記記載から「上部より大気を入れることにより積層する」ことを意味するのか明確に理解することができないとした本件審決に誤りはない。

また、特開平10-286839号公開特許公報(甲18)、特開平8-332646号公開特許公報(甲19)に記載のあるように、大気を入れて膜体を膨らませ、その膨らみの圧力で積層することは、技術常識であるかもしれないが、これらの証拠が存在するからといって、訂正前発明2を特定する事項に係る記載は、特許を受けようとする発明が明確であることの要件に適合しているとは直ちにいえない。

イ (イ)に対し

本件審決が認定するように本件訂正前の旧請求項1又は2には「真空状態」という記載があるが、真空度で規定される事項は記載されていないから、本件訂正前の旧請求項1又は2を前提とする旧請求項3の発明を特定する事項である「真空積層装置3による真空度」という事項は、旧請求項1又は2に記載の事項との技術的関係が不明であるといえる。

また、特開平10-286839号公開特許公報(甲18)、特開平8-332646号公開特許公報(甲19)に記載された技術常識を考慮したとして

も、依然として、本件訂正前の旧請求項3と旧請求項1又は2との技術的関連が不明であるといえるから、訂正前発明3を特定する事項に係る記載は、特許を受けよ うとする発明が明確であることの要件に適合しているとはいえない。

(ウ)に対し

本件訂正前の旧請求項4は、旧請求項2又は3を前提とし、また、旧請 求項3は、旧請求項1又は2を前提としており、これらの記載をそのまま解釈すると、訂正前発明4を特定する事項である「上部プレート5の膜体7とフィルム状樹 脂2及び下部プレート6の膜体8と基板1の間にそれぞれフィルム13、 ける」という事項は、訂正前発明1及び3を特定する事項のうち、どの事項に基づ くものなのか不明であり、依然として、旧請求項4と旧請求項1又は3との技術的 関連が不明であるといえるから、訂正前発明4を特定する事項に係る記載は、特許 を受けようとする発明が明確であることの要件に適合しているとはいえない。

(エ)に対し

訂正前発明8は、訂正前発明1~7のいずれかを前提とし、 これらの発 明では「凹凸を有する基板」を発明特定事項としているが、単に「凹凸を有する基板」という記載では、「基板」を構成する材料が電気的な絶縁材料から構成されるものであるのか当業者であっても一義的にとらえることはできないといえるから、 本件訂正前の旧請求項8の記載は、特許を受けようとする発明が明確であることの 要件に適合しているとはいえない。

取消事由3について

特許法49条は、「審査官は、特許出願が次の各号のいずれかに該当するその特許出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。」、 51条は、「審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、特許を 「特許が次 すべき旨の査定をしなければならない。」と規定し、更に123条は、 の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効 審判を請求することができる。」として、同条1項4号は、「その特許が第36条 第4項第1号又は第6項(第4号を除く。)に規定する要件を満たしていない特許 出願に対してされたとき。」と規定している。これらの規定によれば、特許法は、 一つの願書に複数の請求項が記載されている場合、一つの請求項に係る発明について特許をすることができないときは、他の請求項が独立請求項であるとか従属請求項であるとかにかかわらず、特許出願の全体について拒絶査定あるいは特許査定を することを予定しているものといえる。

そうすると、本件審決が、訂正前発明2ないし4、8を特定する事項に係 る記載が特許法36条6項2号に規定する要件を満たしていないと認定し、結局、 本件訂正前の旧請求項1~8に係る特許は、特許法36条6項2号に規定する要件 を満たしていない旨判断したことに誤りはない。

当裁判所の判断

請求の原因(1) (特許庁における手続の経緯), (2)ア・イ (発明の内

容),(3)(審決の内容)の各事実は、いずれも当事者間に争いがない。

本件訴訟の争点は、本件審決が原告の平成16年3月15日付け本件訂正請 求を認めなかったことの適否(取消事由1),及び,仮に同訂正請求を認めなかっ たことが適法であるとしても、本件審決が旧請求項1ないし8につき無効事由があ るとしたことが適法といえるか(取消事由2,3),である。以下、順次判断す る。

取消事由1 (本件訂正の適否の判断の誤り) の有無

(1) 訂正前発明1に係る訂正について

本件審決は、「訂正発明1は、下部プレート6を持ち上げて上部プレー ト5と密封係合状態にし、且つ、上部より大気を入れるもの以外の真空積層装置を包含する概念である「上部プレート5及び下部プレート6を有し、上部プレート5 及び下部プレート6の対向面にそれぞれ膜体7,8を載置し、上部プレート5の膜体7と下部プレート6の膜体8の間に狭持されるように凹凸を有する基板1とフィルム状樹脂2を、上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2との間及び下部プレート6の膜体8と基板1との間にそれぞれフィルム13,14を介在させて載置 し、真空状態にした後、積層する真空積層装置」を特定事項の1つとするものであ る」(3頁末行~4頁7行)、記載ア・イ・ウとして「ア、「更に本発明では、図 3、図4に示す如く、上記の真空積層装置において、上部プレート5の膜体7とフ ィルム状樹脂2及び下部プレート6の膜体8と基板1の間に、更に必要に応じ上下 ラミネーターロール4と基板1とフィルム状樹脂2の積層体の間、平面プレス装置

4′の上下プレスプレートと基板1とフィルム状樹脂2の積層体の間に、それぞれフィルム13,14を設けることが好ましく、特には該フィルム13, 14が連続走行可能なフィルムであることが好ましい。ここで、図3, 図4中の1 5及び16はフィルム13,14を連続走行させるためのフィルムの巻だしロール と巻き取りロールである。」(段落【0013】)」、イ. 「10は上部プレート 5と下部プレート6を密封係合した後に、該密封内を真空状態にするための真空引 き吸引口である。」(段落【0008】8~10行,特許公報の段落【0008】10~12行を参照。)」、ウ.「下部プレート6を持ち上げて上部プレート5と密封係合し、上下の真空引き吸引口10より吸引し、2hPa以下、好ましくは1 hPa以下の状態まで真空にした後、上部より大気を中に入れて真空状態を解放し、」(段落【0010】2~5行、特許公報の段落【0010】3~7行を参 」とした上、「下部プレート6を持ち上げて上部プレート5と密封係合状態 にする真空積層装置は、記載ウによれば、下部プレート6を持ち上げて上部プレ ト5と密封係合状態にする態様のものが記載されていたと認められるものの、記載ア及びイをみても、下部プレート6を持ち上げて上部プレート5と密封係合状態にするもの以外の真空積層装置が記載されていたとは認められないし、また 大気を入れる真空積層装置としては、記載ウによれば、上部より大気を入れる態 様のものが記載されていたと認められるものの、記載ア及びイをみても、上部より 大気を入れるもの以外の真空積層装置が記載されていたとは認められない。」(4 頁33行~5頁4行)として、訂正発明1の真空積層装置は訂正前明細書に記載が ないから、訂正発明1は訂正前明細書に記載されていたとはいえず、本件訂正は訂正前明細書に記載された事項の範囲内においてしたものではない、と判断した。これに対し原告は、本件特許の出願前に、訂正前明細書の真空積層装置3において上部プレート5及び下部プレート6あるいはどちらかのプレートを相対

これに対し原告は、本件特許の出願前に、訂正前明細書の真空積層装置 3において上部プレート5及び下部プレート6あるいはどちらかのプレートを相対 的に近接移動させてその対向面に膜体を介して密封係合状態にすること、膜体を がませその膜圧を利用してフィルム状樹脂と回路基板等の基板とを積層する膜体 部プレート5から圧縮空気を導入してその上部プレート5から圧縮空気を導入してその空気圧を利用して設けられてに を膨らませるか、下部プレート6から空気を導入してその空気圧を利用して膜体 8 を膨らませるかのいずれかを選択することは、いずれも当業者間で技術常となる でいたことに照らし、訂正前明細書の真空積層装置 3 において「上部プレーを5 及び下部プレート6 あるいはどちらかのプレートを相対的に近接移動させてその対で下部プレート6 あるいはどちらかのプレートを相対的に近接移動させてその対応に関体を介して密封係合状態にすること」及び「上部又は下部より大気を入れて原体を介して密封係合状態にすること」及び「上部以上で表別とないますのは、本件を決して訂正前明細書に記載されているい等の誤った目主張する。

イ そこで検討するに、訂正前発明1に係る本件訂正は、旧請求項1「凹凸を有する基板1に、フィルム状樹脂2を積層するに当たり、真空積層装置3を用いて積層した後、真空状態を解放した状態でラミネーターロール4又は平面プレス装置4'により加熱加圧処理することを特徴とする積層方法。」を、新請求項1「凹いて積層した後、真空状態を解放した状態でラミネーターロール4又は平面プレーな積層した後、真空状態を解放した状態でラミネーターロール4又は平面プレス装置4'により加熱加圧処理する積層方法において、該真空積層装置3として、上部プレート5及び下部プレート6の対向面にそれぞれ膜体7、8を載置し、上部プレート5の膜体7と下部プレート6の関体8の間に狭持されるように凹凸を有する基板1とフィルム状樹脂2とを、上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2との間及び下部プレート6の膜体8と基板1との間にそれぞれフィルム13、14を介在させて載置し、真空状態にした後、積層する真空積層装置を使用することを特徴とする積層方法。」に訂正するものである。

そして、訂正前明細書(甲2)には、「【従来の技術】近年、電子機器の小型化、高性能化に伴いプリント回路基板の高密度化、多層化が進行している。かかるプリント回路基板の多層化においては、熱硬化型樹脂組成物又は感光性樹脂組成物からなるフィルム状樹脂を積層し、更に銅メッキを施した後、再度フォトレジストフィルムを用いて光によるパターニングを行い、回路を形成する方法、いわゆるビルドアップ工法が有効に用いられている。」(段落【0002】)、「特に絶縁層として用いる熱硬化型樹脂組成物又は感光性樹脂組成物層の積層において、フィルム状樹脂を用いる場合は、特開平5-200880号公

報に記載の如き真空積層装置が用いられる。」(段落【0003】),「【発明が解決しようとする課題】しかしながら、特開平5-200880号公報に記載の装 置を用いて,凹凸を有する基板とフィルム状樹脂を積層する場合,該基板にフィル ム状樹脂を追従させるようにすると、該基板の凹凸が反映し、積層樹脂表面に凹凸 が生じる。該積層樹脂表面の凹凸は、次工程の回路形成時に密着不良 や追従性不良、外観不良等の問題が生じることになる。最近の多層化に伴う技術の高度化を考慮すると、良好な追従性及び基板とフィルム状樹脂間に生じる小さな気泡(マイクロボイド)の抑制が重量(判決注・「重要」の誤り)であり、更にビル ドアップ工法においては積層後の表面平滑性が重量(判決注・「重要」の誤り)である。」(段落【0004】), 「特に本発明では、上部プレート5及び下部プレ ート6を有し、上部プレート5及び下部プレート6の対向面にそれぞれ膜体7、8 を載置し、上部プレート5の膜体7と下部プレート6の膜体8の間に狭持されるよ 1, 図2は本発明の積層方法に用いる装置の主要部の構造図であり」(段落【00 08】),「本発明で好ましく用いられる真空積層装置では、下部プ レート6の膜体8上に凸凹を有する基板1及びフィルム状樹脂2を載置し、 - ト6を持ち上げて上部プレート5と密封係合し、上下の真空引き吸引口10よ り吸引し、2 h P a 以下、好ましくは 1 h P a 以下の状態まで真空にした後、上部より大気を中に入れて真空状態を解放し、下部プレート 6 を上部プレート 5 から離 して下方に移動させ、該基板1とフィルム状樹脂2の積層が完了するのである。」 (段落【0010】), 「【発明の効果】本発明の積層方法は、凹凸を有する基板 1とフィルム状樹脂2を積層するに際して、真空積層後、真空状態を解放した状態で、ラミネーターロール4又は平面プレス装置4′により加熱加圧処理を施すた\_ で、フミネーターロール4×は平面ノレへ装直4 により加熱加圧処理を肥りため、フィルム状樹脂の追従性がよく、更に積層板の表面平滑性に優れるので、多層回路基板を製造するためのビルドアップ工法に非常に有用な積層方法である。」(段落【0026】)との記載がある。また、図1及び図2を用いて説明した実施例1(段落【0020】、【0021】)、図3及び図4を用いて説明した実施例2(段落【0022】、【0023】)の記載がある。 これらの記載を総合すれば、① 訂正前明細書(甲2)には、相対向して

これらの記載を総合すれば、① 訂正前明細書(甲2)には、相対向して近接遠退可能な上部プレート5と下部プレート6を有し、膨らませて被成形材を直見ででは、上記両プレートを近接させて被成形が表現層では、上記両プレートを近接させてが、はなっ真空積明したとでででは、上記では、大きに上記では、大きに上記では、大きに上記では、大きにより、一方の図1及び図2を用いて説明した。と、② 訂正前明細書(甲2)の図1及び図2を用いて説明した。ことにより、1の記載があること、② 訂正前明細書(甲2)の図1及び図2を用いて説明した。ことにより、1の記載には、1の記載には、1の記載には、1の記載には、1の記載には、1の記載には、1の記載には、1の記載には、1の記載には、1の1ので

ウ(ア) 加えて、特開平10-286839号公開特許公報(平成10年10月27日出願公開、甲18)には、「【従来の技術】真空積層装置により各種被成形材料を積層する場合において……特に凹凸部分を有する回路基板の表面に、フィルム状フォトレジスト形成層を積層する場合に、被成形材間にボイドの発生をさせないための真空積層方法として、一方に固定膜あるいは固定板、他方に可動膜が配置された密閉チャンバ内に、貼り合せようとする部材、すなわち、回路基板の表

面にフィルムを隣接して位置させ、基板の凹凸部分とフィルムのフォトレジスト形成層の間及びチャンバ内の絶対気圧を1気圧以下に減圧させて前記部材を加熱し、 回路基板の凹凸部分とフィルムのフォトレジスト形成層の間の減圧を保ったまま前 記可動膜を対向側にむけて1気圧以上の圧力を加えて、前記可動膜を介して前記部 材を前記固定膜または固定板に押しつけることにより、前記部材を貼り合せ、その 後、密閉チャンバ内の減圧を解除することにより、基板の凹凸部分とフィルムのフ オトレジスト形成層との間の接触を空気圧的に達成するものが知られている。な お、前記可動膜を対向面両側に設けることもある。」(段落【0002 】)、「この真空積層方法において用いられる真空積層装置は、例えば図5に示す ような構成により実施されている。図5において,相対向して近接・遠退可能に配 設された上板1及び下板2と、この上板1及び下板2の対向面に……それぞれ設けられた、弾性を有する膜体3、4と、下板2の膜体4上に載置され、上板1及び下 板2を近接させることにより膜体3、4により挟持され、連続した被成形品が収容 板とを近接させることにより候体は、年により接待され、屋棚した板成が開かれ合される密閉チャンバを形成するシール材 5 と、形成された密閉チャンバ内を真空引きする吸引用のパイプ 6 と、膜体 4 を下板 2 の対向面に固定あるいは、上板 1 の膜体 3 側に膨らませる吸引・加圧用のパイプ 7 を設けている。」(段落【 0 0 0 3 】)との記載があり、上記記載によれば、上板 1 と下板 2 (それぞれ、訂正前明細書(甲 2)にいう「上部プレート5」と「下部プレート6」に相当)を近接では ることにより被成形材が収容されて真空引きされる密閉チャンバが形成され、下板 の膜体4(訂正前明細書(甲2)にいう下部プレート6の「膜体8」に相当)を上 板の膜体3(訂正前明細書(甲2)にいう上部プレート5の「膜体7」に相当)側 に膨らませることにより被成形材が加圧されるようにした構造の真空積層 装置が記載されているほか、上板の膜体3を下板の膜体4側に膨らませるようにし た構造の真空積層装置や,上板の膜体3と下板の膜体4の両方を膨らませるように した構造の真空積層装置も、同様に使用できるものとして示唆されているものと認 められる。

次に特開平8-332646号公開特許公報(平成8年12月17 日出願公開、甲19)には、請求項1として「相対向して近接遠退可能に設けら れ、互いに対向する面を加熱する加熱手段が設けられた上板および下板と、上板の 対向面に固定された弾性を有する膜体と、下板の対向面に載置された弾性と可撓性 と伸縮性を有する膜体と、該下板の膜体上に載置され、上板と下板の膜体に挟持さ れることによって連続した被成形材が収容されるチャンバを形成する所定の大きさ を有する枠体と、前記チャンバ内に接続されてチャンバ内を真空引きする吸引手段 下板の上板に対する対向面と該対向面に載置された膜体との間に接続され、 記吸引手段によってチャンバ内を真空引きする際に,吸引して下板の膜体を対向面 上に保持すると共に、前記被成形材を上板の膜体との間で加圧すべく下板の膜体を 膨らませる吸引・加圧手段とを備えたことを特徴とする真空積層装置。」の記載があり、上記記載によれば、真空積層装置として、上板と下板(それぞれ、訂正前明細書(甲2)にいう「上部プレート5」と「下部プレート6」に相当)が相対向し て近接遠退可能に設けられ、この上板の対向面に弾性を有する膜体(訂 正前明細書(甲2)にいう上部プレート5の「膜体7」に相当)が固定され、 下板の対向面に弾性と可撓性と伸縮性を有する膜体(訂正前明細書(甲2)にいう 下部プレート6の「膜体8」に相当)が載置され,上板と下板を近接させることに より被成形材が収容されて真空引きされる密閉チャンバが形成され、下板の膜体4を膨らませることにより被成形材が加圧されるようにした構造の真空積層装置が記 載されていることが認められる。

(ウ) 更に特開平10-95089号公開特許公報(平成10年4月14日出願公開、甲22)には、請求項1として「下方に向かって膨張自在なダイフラムを備える上チャンバと、ヒータ盤を備える下チャンバとを開閉自在に構成した。まネート部を備えるラミネート装置において、前記ラミネート部に搬入する予熱ヒータを設けたことを特徴とするためのラミネート装置として、ダイアフラムによって仕切られた上チャンバと下チャンバってきる。そして、かかる二重真空方式のラミネート装置が公知によって登録第3017231号の「ラミネート装置」を開示している。このラミネート装置は、下方に向かって膨張自在なダイアフラムを備えた上チャンバと、ヒータ盤をは、下方に向かって膨張自下チャンバ」の誤記)によって構成されている。そした、半ャンバ(判決注・「下チャンバ」の誤記)によって構成されている。そ

下チャンバに設けられたヒータ盤に被ラミネート体を載置した状態で上チャン バと下チャンバを減圧し、被ラミネート体を加熱して、上チャンバに大 気を導入することにより被ラミネート体をヒータ盤の上面とダイアフラムとの間で 挟圧してラミネートする構成になっている。」(段落【〇〇〇3】)、「ラミネー ト部2は、上ケース10の内部下方に設けられた上チャンバ11と、下ケース12 の内部上方に設けられた下チャンバ13によって構成されている。……この下ケー ス12の高さは変わらないように支持されている。一方、……上ケース10は、 ケース12と平行な姿勢を保ちながら下ケース12の上方において昇降移動できる構成になっている。」(段落【0014】)との記載があり、上記各記載によれ ば、二重真空方式のラミネート装置(訂正前明細書(甲2)にいう「真空積層装 置」に相当)の従来技術として、昇降移動できる上ケース10(訂正前明細書にい う「上部プレート5」に相当)と高さが変わらないように支持された下ケース12 (訂正前明細書にいう「下部プレート6」に相当)を有し、この上ケース10の内 部下方には下方に向かって膨張可能なダイアフラム(訂正前明細書にいう上部プレ ート5の「膜体7」に相当)を備える上チャンバが、この下ケースの内部上方には ヒータ盤を備えた下チャンバがそれぞれ設けられ、上チャンバと下チャン バとが開閉自在に構成され、下チャンバのヒータ盤に載置された被ラミネート体 は、上チャンバ及び下チャンバが減圧されて、加熱され、上チャンバのダイアフラ ムを膨らませることにより加圧されるようにした構造のラミネート装置が記載され ていることが認められる。

(エ) 以上の(ア)ないし(ウ)の事実を総合すれば、本件特許の出願当時(平成10年11月6日)、訂正前明細書記載の真空積層装置3のように相対向して近接遠退可能な上部プレート5と下部プレート6を有し、膨らませて被成形材を加圧する膜体を備え、上記両プレートを近接させて被成形材を密封空間に収容して真空引きした後に上記膜体を膨らませて加圧することにより積層する構造の真空積層装置は、周知のものであり、上部プレート5若しくは下部プレートの一方又は両方を昇降移動させることのいずれとするか、及び膨らませて被成形材を加圧する膜体を上部プレート5の膜体7若しくは下部プレート6の膜体8又はその両方のいずれとするかについては、上記真空積層装置の配置等を勘案して当業者が適宜選択しうる設計事項であって、技術常識であったことが認められる。

したがって、訂正発明1の真空積層装置は訂正前明細書に記載がないから本件訂正は訂正前明細書に記載された事項の範囲内においてしたものではないとした本件審決の判断は、誤りであるというべきである。

オ これに対し被告は、本件訂正前の旧請求項2に記載された「真空積層装置」は、「下部プレート6を持ち上げて上部プレート5と密封係合状態にして、真空状態にした後、上部より大気を入れて積層する」という事項を必須の発明特定事項としているのであるのに対し、本件訂正後の新請求項1は、上記事項を備えない真空積層装置を対象としているものであるが、このような真空積層装置は、訂正前明細書に開示ないしは示唆されていたとはいえないから、訂正前発明1を訂正発明1に訂正する本件訂正は、訂正前発明に記載された事項の範囲内にしたものとはいえないと主張するが、前記工の説示に照らし、被告の上記主張は採用することができない。

# (2) 訂正前発明3に係る訂正について

ア 本件審決は、訂正前明細書(甲2)には、真空積層装置3における下部プレート6と上部プレート5とが密封係合することにより両プレート間に形成された空間部分は2hPa以下であることが記載されていたと認められるが、訂正発明3は、上記空間部分以外の空間部分が2hPa以下であるものも包含する概念である「真空積層装置3内の真空度が2hPa以下であること」を特定事項の一つとす

るもので、該真空積層装置は訂正前明細書に記載がないから、本件訂正は、訂正前明細書に記載された事項の範囲内においてしたものではない(5頁15行~6頁10行)、と判断した。

そこで検討するに、訂正前発明3に係る本件訂正は、本件訂正前の旧請求項3「真空積層装置3による真空度が2hPa以下であることを特徴とする請求項1又は2記載の積層方法。」を「真空積層装置3内の真空度が2hPa以下のあることを特徴とする請求項1又は2記載の積層方法。」に訂正するものであるよう、訂正前明細書(甲2)には、発明の実施の形態として「9は上部プレート5と下部プレート6とを密封係合するためのシールであり、10は上部プレート5と下部プレート6を密封係合した後に、該密封内を真空状態にするための真空内である」(段落【0008】)と記載されており、この記載において見空である」(段落【0008】)と記載されており、1年部プレート5を下部プレート6及びシール9とで密封にされた「空間」(上部プロート5と下部プレート6及びシール9とで密封にされた「空間」(上部プロート5を真空である」とは、上部プレート5と下部プレート5及びシール9とであり、このには、上部プレート5を真空であることが認められるから、旧請求項3の「真空積層装置3においる。

そして、本件訂正後の新請求項3の「真空積層装置内の真空度が2hPa以下であること」も、同様に、真空積層装置3において真空が適用される上記空間の真空度が2hPa以下であることを意味するものと認められる。

したがって、訂正発明3の真空積層装置は訂正前明細書に記載がないから、本件訂正は訂正前明細書に記載された事項の範囲内においてしたものではないとした本件審決の判断は誤りであるというべきである。

イ 次に、本件審決は、訂正前発明3は「真空積層装置によって真空にされる対象物につき、その真空度を2hPa以下にする」と特定された発明であるのに対し、訂正発明3は「真空積層装置3内の真空度が2hPa以下である」と特定された発明であって、真空積層装置において、真空にされる対象物につき、その真空度を特定するものではないから、訂正発明3は、訂正前発明1ないし8のいずれにも由来するものではなく、本件訂正は新たな請求項を特許請求の範囲に追加するものである(6頁11行~25行)、と判断した。

のである(6頁11行~25行), と判断した。 しかし、先に説示したとおり、本件訂正前の旧請求項3の「真空積層装置3による真空度が2hPa以下であること」及び本件訂正後の新請求項3の「真空積層装置内の真空度が2hPa以下であることと意味するものであることを意味するものであり、本件訂正後の新請求項3は、この真空が適用される空間が、真空積層装置内にあることを、より明確に表現したものと認められることに照らすと、訂正発明3は真空積層装置3内の真空度が特定された発明であることは明らかであるから、本件審決の前記判断は、誤りである。

(3) 訂正前発明5,6に係る訂正について

本件審決は、本件訂正前の旧請求項5及び6の記載において、「フィルム13、14の設けられる位置が、上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2との間又は下部プレート6の膜体8と基板1との間であることは明りょうであって、そうである以上、本件訂正が、訂正後の請求項4が訂正前の請求項5に由来し、また、同様に、請求項5が請求項6に由来していると検討しても、本件訂正が明りようでない記載の釈明を目的としていないのは明らかである。」(6頁26行~7頁11行)、と判断した。

そこで検討するに、訂正前発明5に係る本件訂正は、本件訂正前の旧請求項5「上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2及び下部プレート6の膜体8と基板1の間にそれぞれ設けたフィルム13、14が連続走行可能なフィルムであることを特徴とする請求項4記載の積層方法。」を、新請求項4として「上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2との間及び下部プレート6の膜体8と基板1とを特徴とする請求項2又は3記載の積層方法。」に、訂正前発明6に係る本件訂正前の旧請求項6「上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2及び下部プレート6の膜体8と基板1の間にそれぞれ設けたフィルム13、14がポリエチレンフィルム13、14がポリエチレンフィルム、ポリイミドフィルム、ポリスチレンフィルム、フッ素化オレフィルムのいずれかであることを特徴とする請求項4又は5記載の積層方法。」

を、新請求項5として「上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2<u>との間</u>及び下部プレート6の膜体8と基板1<u>と</u>の間にそれぞれ設けたフィルム13

, 14がポリエチレンテレフタレートフィルム, ポリエチレンフィルム, ポリプロピレンフィルム, ナイロンフィルム, ポリイミドフィルム, ポリスチレンフィルム, フッ素化オレフィンフィルムのいずれかであることを特徴とする請求項<u>2~4</u>いずれ<u>か</u>記載の積層方法。」に訂正するものである。

でして、本件訂正前の旧請求項5及び6の記載に照らすと、フィルム13、14を設ける位置について、原告が主張するように「上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2の間に、それぞれフィルム13、14を設け、下部プレート6の膜体8と基板1の間にそれぞれフィルム13、14を設けた」という構成と、「上部プレート5の膜体7とフィルム状樹脂2との間にフィルム13を設け、下部プレート6の膜体8と基板1との間にフィルム14を設けた」という二つの構成が記載されているかのような解釈がなされる余地があるものと認められ、本件訂正は後者であることを明りょうにする目的でなされたものとして、明りょうでない記載の釈明を目的とするものであることは明らかである。

したがって、本件審決の上記判断は誤りである。

(4) 以上によれば、本件審決が、本件訂正を認めなかった判断は誤りというべきであり、この瑕疵は本件発明の要旨の認定に影響を及ぼすことは明らかである。 3 結論

以上によれば、その余(取消事由2,3)について判断するまでもなく、本件審決は違法として取消しを免れない。

よって、原告の本訴請求は理由があるから認容することとし、主文のとおり 判決する。

### 知的財産高等裁判所 第2部

裁判長裁判官 中野哲弘

裁判官 大鷹一郎

裁判官 長谷川 浩 二